令和８年度第１回袖ケ浦市国民健康保険運営協議会

１　開催日時　　令和８年５月１４日（木）　午前１０時００分開会

２　開催場所　　袖ケ浦市役所　北庁舎３階会議室３－１（災害対策室）

３　出席委員

会　長	安枝　玲司	委　員	有原　努
会長代理	杉浦　弘樹	委　員	連　修
委　員	内藤　惠子	委　員	中村　武仁
委　員	牧野　喜美代	委　員	藤井　希和
委　員	保坂　勝美		

（欠席委員）

委　員	髙橋　美緒	委　員	佐久間　貴章
委　員	栗林　典代		

※公益代表委員１名欠員。

４　出席職員

市長	粕谷　智浩	市民生活部 部長	金子　則彦
保険年金課 課長	大田　歩	保険年金課 副課長	長谷川　雅史
保険年金課 後期高齢・年金班長	渡邉　星矢		

５　傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人	傍聴人数	０人

６　議　題

（１）袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

７　議　事

【議　事】

議　　長　それでは、規定により、本日の議長を務めさせていただきます。

議題１でありますが、先ほど市長からの諮問がございました「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【議 題 １】

事　務　局　議題１「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、配布資料により説明。

【質　疑】

委　　員　４ページの下から２段目のなお書きの部分についてですが、診療報酬改定や高額療養費の限度額の引上げの影響で保険給付費が上がった場合は、県からの支出金で賄うと説明がありましたが、今回の税率改定において、影響は受けないということでよろしいでしょうか。

事　務　局　診療報酬改定等による保険給付費の増額については、県の支出金により賄われるため、算定した税率には影響を与えておりません。

今回の税率改定は、事業費納付金に国民健康保険税で賄うべき費用を加算した必要額を、本市の総所得額や被保険者数等で割り返して算定したものです。

委　　員　所得割算定で、按分する被保険者の総所得額について、課税部門は、令和８年度分を算出していると思うんですけれども、前回の会議で令和８年度分は増加する見込みと伺ったんですけれども、その増加分を加味した改定案になっているんでしょうか。

事　務　局　令和８年度における市県民税の計算の基礎となる所得額ですが、確定となるのが６月中旬になりますので、今回の試算には使用しておりません。

市県民税の課税部門に確認したところ、令和８年度当初予

算計上時において、所得額については、複数の統計数値の平均値から約２．５％増加すると見込んでいたところですが、現時点で、その増加率から大幅な乖離は見られないと伺っております。

ただ、国民健康保険の被保険者は、構造的に高齢者や低所得者が多いことから、市県民税における所得額の伸び率を、そのまま国民健康保険税の試算に当てはめてよいかというところは少し疑問が残りますので、今回の試算においては、令和７年度における所得を使用して算定したところです。

仮に所得が増加し、国民健康保険税収入が増収となった場合には、財政調整基金に積むですとか、翌年度以降の税率改定の上昇を抑えるための原資とするというような検討をさせていただくこととなります。

委　　員　５ページに現行税率と令和８年度の標準保険料率が示されておりますが、標準保険料率のところに「調定見込額及び収納見込額」、「年税額モデル」を記載しなかった理由があれば参考までに教えてください。

事　務　局　標準保険料率は毎年算定されるものですので、今年度の改正について採用しないことから記載をしなかったものになります。

参考で申し上げますと、標準保険料率を採用した場合、調定見込額は１３億３，７００万円、現行と比較して約７，２００万円の増、収納見込額は１２億６，６７０万円、現行と比較して約６，８００万円の増となる見込みです。

年税額モデルは、給与収入４００万円の方で５２２，６００円、現行と比較して２９，８００円の増、年金収入２００万円の方で１０１，６００円、現行と比較して５，１００円の増となります。

委　　員　近隣市の所得割、均等割、平等割がどのくらいの数値で、袖ケ浦市が何番目くらいなのかわかれば教えてください。

事　務　局　まず本市ですけれども、改定後の所得割の合計は１３．４８％、木更津市が１２．３８％、君津市が１２．０２％、富津市が１２．５９％、市原市が１３．２６％であり、所得割は、本市が一番高い数値となっております。

続いて均等割ですけれども、袖ケ浦市が４９，９００円、木更津市が４８，９００円、君津市が４６，９００円、富津市は平等割がないため均等割が高くなっておりますが７０，３００円、市原市が５３，１００円であり、本市は、平等割がない富津市を除くと、市原市に次ぐ二番目となっております。

最後に平等割ですが、本市が２４，０００円、木更津市が２２，０００円、君津市が２５，０００円、富津市は平等割はなく、市原市が２５，０００円となり、君津市、市原市に次ぐ三番目となっております。

委　　員　所得割はトップで、均等割は上から二番目ということで全体だとやはり一番高くなってしまうのかなという感覚なんですけれども、それは各市によって財政状況が違うところもありますし、収入と支出でバランスを取らないといけないということで理解しました。

今回とは関係のない話でいつも言わせていただいているんですが、負担が大きいというところで人間ドックの助成額については、市原市を除く四市の中で一番低いというところがありますから、そこら辺の給付も、他市並みくらいに上げてもらうような配慮があってもいいのかなと思っております。

もう一点なんですが、今の説明で大体理解したんですけれども、令和８年度において、２，７００万円程度の増収で、足りるんでしょうか。当初予算ではいくら不足し、どのように賄うのか示していただけますか。

事　務　局　令和８年度当初予算において、財政調整基金１，７０７万９千円の取崩しと、前年度繰越金１，０００万円を計上しており、この合計額の約２，７００万円が予算上で不足となる金額としています。

財政調整基金の残高を保ち、前年度繰越金に頼ることなく令和８年度の収支を均衡させるため設定したものとなります。

【採　決】

議　　長　議題１「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について」、賛成される方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

議題１について承認。

【閉　会】

午前１１時１０分閉会

袖保第４７７号

袖ケ浦市国民健康保険運営協議会
会　長　　安 枝　玲 司　　様

袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（諮問）

下記のことについて、国民健康保険法(昭和３３年法律第１９２号)第１１条第３項の規定により諮問します。

令和８年５月１４日

袖ケ浦市長　粕谷　智浩

記

１　諮問事項

（１）袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

・国民健康保険税の税率の改定について

・国民健康保険税の軽減判定所得基準額及び課税限度額の引上げについて

２　諮問の趣旨

袖ケ浦市国民健康保険特別会計の財源を確保するため、国民健康保険税の税率改定を行うとともに、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）の一部が改正され、国民健康保険税に係る課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の判定所得基準額が引上げられたことに伴い、条例の一部を改正する必要があることから、その内容についてご審議いただきたく諮問します。

袖 国 運 第 2 号

令和８年５月２２日

袖ケ浦市長　粕 谷　智 浩　殿

袖ケ浦市国民健康保険運営協議会

会　長　　安 枝　玲 司

袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（答申）

令和８年５月１４日付け袖保第４７７号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申いたします。

記

１　会議日時　　令和８年５月１４日（木）午前１０時００分から

２　出席委員　　９人（定数１３人）

３　会議場所　　袖ケ浦市役所北庁舎３階災害対策室

４　諮問事項

（１）袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

・国民健康保険税の税率の改定について

・国民健康保険税の軽減判定所得基準額及び課税限度額の引上げについて

５　答申内容　　原案のとおり承認する